

令和4年9月

お客さま各位

大分みらい信用金庫

未利用口座管理手数料の改定について

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

この度、初回の未利用口座判定日を令和6年1月4日から**令和6年4月1日**に変更させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定内容

現行	改定後	備考
初回の未利用口座判定日 令和6年1月4日	初回の未利用口座判定日 令和6年4月1日	条件に合致するすべての普通預金口座（総合口座、貯蓄預金口座）が対象となります。

2. 未利用口座となる口座

最後のお預入れまたは払戻し（当該預金利息の入金および未利用口座管理手数料の引き落としは除きます）から、2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのない普通預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

3. 未利用口座管理手数料の詳細

(1) 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前にお届けのご住所に「ご案内」を郵送いたします。

(2) ご連絡を差し上げてから、一定期間（約3カ月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（税込）の手数料をご負担いただきます。（当該口座から自動引き落とし）

(3) 次の場合には未利用口座管理手数料の対象外となります。

① 該当口座の残高が1万円以上の場合

② 同一店で、融資・定期預金・定期積金・積立定期預金・出資金・国債・保険窓販等のお取引がある場合

③ カードローン契約のある口座

※ 紛失等により利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますので、ご注意ください。

4. 口座の自動解約

(1) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引き落としが不能になった場合、当該口座の最終残高を未利用口座管理手数料(税込)としてご負担いただいたうえで、この口座を当金庫所定の方法により自動的に解約させていただきます。

なお、この場合、差額の未利用口座管理手数料のご負担は不要です。

(2) 一部ご負担いただきました未利用口座管理手数料のご返却やご解約いたしました口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

5. 未利用口座管理手数料に関する流動性規定集(未利用口座管理手数料規定)の改定内容(現行)

1. (本規定の適用)

この規定は 令和4年1月4日以降に開設された、普通預金口座(無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。)に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

(1) 最後のお預入れまたは払戻し等(以下、「お取引」といいます。なお、お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座(無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。)を未利用口座として取り扱います。

(改定後)

1. (本規定の適用)

この規定は、普通預金口座(無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。)に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

(1) 最後のお預入れまたは払戻し等(以下、「お取引」といいます。なお、お利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。)から2年以上、一度もお取引がない普通預金口座(無利息型普通預金、定期預金の利用のない総合口座、貯蓄預金口座を含みます。)を令和6年4月1日より未利用口座として取り扱います。

以 上